

つくば市から転出される方へ

◎新しい住所に住み始めてから**14日以内**に新住所地で転入の手続きをしてください。

下記のチェック表でご確認いただき、お手続きをお願いいたします。

◎転入の手続きには、次のものがが必要です。

(1) 転出証明書 (2) 印鑑 (3) 国民年金手帳(加入者のみ) (4) 本人確認書類(免許証など)

担当課	有	本庁 窓口 番号		つくば市での手続き	新住所地での手続き	済	
市民課	<input type="checkbox"/>	19	印鑑登録している方	転出(予定)日をもって登録がなくなります。	必要のある方は、改めて印鑑登録の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>	
国保年金課	<input type="checkbox"/>	9	国民年金 加入者	住所変更手続きをしてください。	住所変更手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		国民年金 受給者	日本年金機構での手続きになります。	日本年金機構での手続きになります。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	8 7 5 4 総合受付	国民健康保険に加入している方	国民健康保険の資格喪失手続き、保険証の返却、保険税の精算をしてください。	改めて加入の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		後期高齢医療被保険者証をお持ちの方	保険証をお返しく下さい。負担区分等証明書を発行します。	印鑑、負担区分等証明書を持参のうえ、手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		マル福の受給者証をお持ちの方	県内転出	受給者証をお返しく下さい。医療福祉費交付状況申請書を提出してください。	県内転出 健康保険証、通帳、印鑑、医療福祉費交付状況証明書を持参のうえ、手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>			県外転出	受給者証をお返しく下さい。	県外転出 市町村により異なりますので、新住所地の市区町村でご確認ください。	<input type="checkbox"/>
こども課	<input type="checkbox"/>	2・3	児童手当を受けている方	印鑑持参のうえ、受給事由消滅届の手続きをしてください。	請求者の健康保険証、預金通帳、印鑑を持参のうえ、転出予定日の翌日から 15日以内 に手続きしてください。	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		児童扶養手当を受けている方	印鑑を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。	印鑑、児童扶養手当証書を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>	
健康増進課	<input type="checkbox"/>	24	妊娠中の方 7歳6か月未満のお子さん で、これから予防接種、健診を受ける方	手続きはありません。	母子健康手帳、受診票、予診票等をお持ちのうえ、手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>	
高齢福祉課	<input type="checkbox"/>	25	介護保険に加入している方	介護保険被保険者証をお返しく下さい。介護保険受給者(介護認定を受けている方)については受給資格証明書を発行します。	住所地で手続きしてください。介護認定を受けている方は、受給資格証明書を持参のうえ、手続きをしてください。(14日以内に手続きをしないと、改めて認定の手続きが必要となります。)	<input type="checkbox"/>	
市民税課 2階	<input type="checkbox"/>	33	原付自動車、小型特殊自動車をお持ちの方	標識交付証明書、ナンバープレート、印鑑を持参のうえ、廃車手続きをしてください。	印鑑、廃車証明書を持参のうえ、手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>	
学務課 4階	<input type="checkbox"/>		公立小・中学校に在学している 児童・生徒がいる方	学校から在学証明書、教科書給与証明書をお受取りください。	転入先の教育委員会で手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>	

- | | |
|---------------|--|
| 新住所が変更になった時 | そのまま新住所地の窓口へ提出し、変更になった旨を申し出て手続きをしてください。 |
| 転出を取りやめた時 | 「転出証明書」と「本人確認書類」をお持ちになり、つくば市で手続きをしてください。 |
| 「転出証明書」を紛失した時 | 「本人確認書類」をお持ちになって、届出をした窓口で再交付の手続きをしてください。 |

お問い合わせ先

つくば市 市民課、各窓口センター及び各担当課 (代表)029-883-1111
 〒305-8555 つくば市荻間2530番地2(研究学園D32街区2画地) 裏面をご参照ください

